

○東京藝術大学出版会編集部内規

〔平成19年7月23日  
制 定〕

改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学出版会細則（以下「細則」という。）第9条の規定に基づき、東京藝術大学出版会（以下「出版会」という。）編集部（以下「編集部」という。）の運営について定めるものとする。

(業務)

第2条 編集部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 出版に係る企画に関すること。
- (2) 出版物の選定に関すること。
- (3) 出版物の監修に関すること。
- (4) 出版物の編集、校正に関すること。
- (5) 出版物の製作に関すること。
- (6) 出版物の広報に関すること。
- (7) その他出版に関連する事業に関すること。

(編集長)

第3条 編集部に編集長を置き、細則第8条に定める副会長をもって充てる。

2 編集長は、前条各号に掲げる業務を総括する。

3 編集長は、必要に応じ、細則第5条第1項第2号から第7号に定める委員を指名し、前条各号に掲げる業務を行わせることができる。

(業務委託)

第4条 編集長は、第2条各号に掲げる業務の全部又は一部の処理を、本学職員又は本学職員以外の者に委託することができる。

(報告)

第5条 編集長は、毎月又は必要に応じ、第2条に掲げる各業務の処理状況を、出版会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 編集部の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、出版、編集等に関し必要な事項は、編集長が別に定める。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。